

学校教育から見た「学校と地域の連携・協働」の動向について

—教育政策と学習指導要領の変遷を通して—

平田俊治¹・畦 五月²・時岡晴美²

Transition of Expectation to School that Cooperation and Collaboration with Local Community: Through Descriptions in the Law of Education and the Guidelines for the Course of Study

Syunji HIRATA, Satsuki U_{NE}, Harumi TOKIOKA

はじめに

近年、都市化・過疎化・家庭形態の変容といった社会変化やそれまで地域で学校を支えてきた地域コミュニティの衰退など、教育を取り巻く環境の変化が著しい。こうした変化に対応するため、地域の教育力を学校教育に導入することが必要とされ、教育基本法などさまざまな法整備が行われた。また、新学習指導要領で「学校と地域との連携・協働」の重要性が取り上げられ、中学校の技術・家庭科家庭領域では、地域と連携や協働する実践が求められるなど、学校教育においても「学校と地域の連携・協働」の必要性が盛んに論じられている。

本稿では、こうした「学校と地域の連携・協働」が期待されるようになった過程を教育政策や学習指導要領、とりわけ家庭科における記述の変遷から明らかにする。なお、本研究では、生涯学習の提言が行われた1987（昭和62）年臨時教育審議会答申以降の教育政策、及び地域との連携に関する記述がみられるようになった1989（平成元）年改定以降の学習指導要領を対象とした。

1 香川大学大学院教育学研究科

2 香川大学教育学部

1. これからの「学校と地域の連携・協働」の方向性

2006（平成18）年に教育基本法が改正され、学校、家庭及び地域住民の相互連携・協力が新しく盛り込まれた。やがて、2013（平成25）年の中央教育審議会で初めて「学校と地域の連携・協働」の文言が登場し、2015（平成27）年の中央教育審議会答申では、地域で家庭や子どもを見守り支えることの必要性和、それを推進するため学校と地域の連携・協働が提起された。具体的には、次の3点が掲げられている。①地域の人々と目標やビジョンを共有する「地域とともにある学校」、②地域全体で学びを展開する「子どもも大人も育ち合う教育体制の構築」、③自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進、である。さらに「学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、「協働」を学校運営に地域の人々が『参画』し、共有した目標に向かってともに活動していくこと」と定義している。つまり、地域の人々が学校と、ビジョンを共有し、子どもも大人も育ち、地域社会の基盤づくりに主体性をもって参画することを、これからの活動の方向性として取り上げている。教育基本法の改正によって、学校・家庭及び地域住民等との相互連携協力が取り上げられてから9年が経過し、地域との連携・協働の具体的な姿がこの答申によって示されたものといえる。

2. 学校教育に「学校と地域の連携・協働」が導入された背景

このように「学校と地域の連携・協働」の重要性が認知され、期待が高まるようになった背景について、同答申では、社会の側面、家庭教育・学校教育の面に注目して、次のように整理している。

社会的な背景

都市化や過疎化、家族形態の変容によって、個人生活の充実や利益を重視する保護者が増え、近隣の地域社会はつながりを失い、隣人に不寛容な社会現象も出現するようになった。その結果、社会の「地域の学校」「地域で育てる子ども」といった考え方が希薄化し、地域コミュニティが衰退しつつある。こうした地域教育力の低下は子どもの成長の場を失い、地域社会の活力の喪失を招きつつある。

家庭教育の背景

大都市への人口の流入は、核家族やひとり親、共働き家族の増加といった家族形態の変化だけでなく社会の価値観の変化まで招き、その結果、貧困や子育ての不安などさまざまな問題を抱えて孤立する保護者が増加した。拡大する格差やつながりの希薄化の結果、こうした問題は特別な家庭だけの問題ではなくなり、学校のみで対応することが困難になった。

学校教育における背景

生徒や児童数の減少に伴い学校の統廃合や再編が進行した結果、従来の学校を中心とした地域コミュニティが衰退しつつある。その結果、以前に行われていた生徒と地域の多様な価値観をもつ人々との交流や体験活動が減少し、生徒の社会性育成が阻害され、学習に対する意欲や気力の衰退が課題となっている。同時に、いじめや暴力行為といった生徒指導上の問題のほか、不登校や特別支援学級に在籍する生徒の増加や多様化により、教員は多忙となり、生徒と向き合う時間が減少している。

学校教育から見た「学校と地域の連携・協働」の動向について—教育政策と学習指導要領の変遷を通して—

3. 学校教育における「学校と地域の連携・協働」の変遷

2015（平成27）年の中央教育審議会では、教育を取り巻く環境が年毎に厳しさを増していることを考慮すると従来のように子どもの育ちを学校だけに依存することは極めて難しいと結論づけた。そして、学校の位置づけを子どもの教育を丸抱えする機関から、将来を担う人材育成をおこなう地域コミュニティの拠点の一つと捉え直すことを提案している。こうした学校の位置づけの転換により、地域社会が生活や社会の体験的な学びを提供する場として学校を捉え、地域教育力を発揮する場としても期待するようになった。つまり、教育は学校だけで行われるものではなく「社会総がかり」によって行われるべきものと提案されている。

教育政策の流れ

教育政策では、いわゆる「開かれた学校」（臨時教育審議会答申、1987〔昭和62〕年）を起点に、学校教育と社会教育の融合を目指した「学社融合」の概念導入（生涯学習審議会答申、1996〔平成14〕年）を経ながらさまざまな法令の改正がなされた。特に大きな変革は、前述した教育基本法の改正（2006〔平成18〕年）である。この改正では、学校・家庭と地域との相互連携協力が明文化された。これを機に、地域学校協働活動の推進を盛り込んだ社会教育法の改正（2017〔平成29〕年）に至る、一連の改革が進められている。この間、学校運営に地域住民の参加を可能にする学校評議員制度の導入や学校運営協議会、学校関係者評価といった法令の改正を行いながら、学校教育に地域の教育力の導入が図られた。

これまでの学校と地域の連携・協働をめぐる教育政策の変遷は、表1に示すような年表にまとめることができる。

学習指導要領の改訂

学校が教育課程を編成する上で、社会と連携・協働するために必要な事項をまとめたものが、「論点整理」（教育課程企画特別部会 2015〔平成27〕年）である。「これからの教育課程は、社会の変化を柔軟に受け止めていく社会に開かれた教育課程としての役割が期待される」とし、具体的な目標として①より良い社会をつくる目標を社会と共有する、②社会や世界と向き合い関わり合う、③地域の人的・物的資源を活用する、という3点を掲げている。

また、各学校が地域の状況に応じて連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」を編成することで、未来の社会の創り手となる若者の育成が可能になると提案されている。具体的には、獲得した学びを人生や社会に生かす活動や、地域社会との協働を通して生きて働く知識や技能の習得、未知のものに対応できる思考力や判断力を養う実践を求めている。すなわち、新教育課程では学校内に教育を閉じることなく、ビジョンを社会と共有しながら、学校が地域に出向いて社会と協働したり、地域の支援を学校が受け入れたりするなど、双方向型の実践を進めるカリキュラムが求められている。

地域創生の実現

2014年、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が定められ、翌年「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定された。学校を核とした地域力強化の観点から、全公立小・中学校において、学校と地域が連携協働することの必要性が示され、コミュニティスクールや学校支援地域本部等の活動を促進することが要請された。これからの子どもたちが、地域への愛着

表1 「学校と地域の連携・協働」に関する教育政策（1987〔昭和62〕年～2017〔平成29〕年）

西暦	出来事	根拠となる法令等とその要旨
1987	生涯学習体系への移行	臨時教育審議会答申 これからの学習は、各人の責任において自由に選択し、生涯を通じて行われるべきもの
1996	「学社融合」概念の導入	生涯学習審議会答申 学校教育と社会教育が両者の要素を重ね合わせながら、一体となって教育に取り組んでいこうとする考え方
2000	学校評議員制度の導入	学校教育法施行規則 学校・家庭・地域が連携協力しながら、地域に開かれた学校づくりを推進する観点から、学校評議員を置くことができる
2002	学校週5日制の完全実施	中央教育審議会答申（21世紀を展望した我が国の教育の在り方について） 子供に「生きる力」と「ゆとり」を
2004	学校運営協議会の導入	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 地域住民や保護者が、学校運営協議会を通じて、学校運営に参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現
2004	地域子ども教室を設置	地域教育力再生プラン（委託事業）
2006	学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力を推進	教育基本法改正 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育における役割と責任を自覚し、相互の連携及び協力を努めるものとした
2007	地域子ども推進事業	地域教育力再生プラン
2007	学校関係者評価の導入	学校教育法及び同施行規則 学校・家庭・地域との連携・協力を目的に、地域住民や保護者が学校に対しておこなう自己評価を導入した
2008	学校支援地域本部事業	第1期教育振興基本計画 学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力を推進
2009	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」等、地域との連携を組み合わせることで実施可能にした
2013	学校と地域が連携・協働する体制の推進	中央教育審議会（1月）生涯学習分科会における議論の整理 第2期教育振興基本計画（6月）絆づくりと活力あるコミュニティの形成 全ての校区で、学校支援地域本部や放課後子ども教室の取り組み実施など、学校と地域が連携・協働する体制構築を目指す
2014	土曜日の教育活動推進プロジェクト推進	学校教育法施行規則改正 学校における土曜日の教育活動推進を容易にした
2015	学校と地域の連携・協働をより一層推進していくための仕組みや方策の提言	中教審答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（審議のまとめ）」
2015	地域未来塾による学習支援	子どもの貧困対策の一環として、学校をプラットフォームとした事業の一つとして、学習支援を推進した
2017	「地域学校協働活動」の一層の推進	社会教育法改正 「地域学校協働活動」「地域学校協働活動推進員」の明文化

学校教育から見た「学校と地域の連携・協働」の動向について—教育政策と学習指導要領の変遷を通して—

や誇りをもち、地域課題を解決していく力を獲得し、生涯にわたる学習能力の向上を図る視点から学校教育を捉えることが、この法案により教育行政に求められるようになった。

4. 教科（家庭科）に見る「学校と地域の連携・協働」の変遷

中学校技術・家庭科の家庭分野には学習目標の一つに「家庭や家族」があり、「協力・協働」や「生活文化の継承・創造」、「持続可能な社会の構築」などの観点から社会生活を学習することとなっている。従って、この領域は学校と地域との連携や協働を目指す「社会に開かれた教育課程」の中核の一つであり、家庭科における「学校と地域の連携・協働」に関連する記述の変遷は、地域社会の学校に対する期待の変遷につながると考える。ここでは、その記述の変遷を追うことにする。

(1) 研究の方法

香川県内で最も多く使用されている中学校の家庭科教科書「技術・家庭 家庭分野」（開隆堂 2016 [平成28] 年度発行）中から、地域社会と関わるための知識や活動に関する記述を抽出整理し、この教科書が準拠した2008（平成20）年学習指導要領の関連項目と対比させながら解説した。これらを手がかりに、4つの学習指導要領解説（①1989 [平成元] 年告示中学校指導書技術・家庭編、②1998 [平成10] 年告示中学校学習指導要領解説技術・家庭、③2008 [平成20] 年告示中学校学習指導要領解説技術・家庭編、④2017 [平成29] 年告示中学校学習指導要領解説技術・家庭編、以下それぞれ「平成元年解説」等とする）の中から、関連項目の目標や内容、解説を選び出した。そしてその関連を検討することで、学校と地域との連携・協働に関する記述内容の変遷を明らかにした（表2）。さらに、その内容や表現の違いを比較し、変化の社会的背景について考察した。

表2 学習指導要領における「学校と地域との連携・協働」に関する記述の変遷
(平成1 [1989] 年～平成29 [2017] 年)

	中学校学習指導要領 平成1年7月告示	中学校学習指導要領 平成10年12月告示	中学校学習指導要領 平成20年9月告示
家庭分野の目標	家庭生活に関する実践的・体験的な学習を通して、自己の生活と家族の関係について理解させ、家庭生活をより良くしようとする実践的な態度を育てる。 p.61	実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、課題をもって生活をより良くしようとする能力と態度を育てる。 p.45	衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をより良くしようとする能力と態度を育てる。 p.38
内容 ・ 印以降は解説	G 家庭生活 (4) 家庭生活と地域との関係について考えさせる。 家庭生活は各自の家庭のことだけではなく近隣におけるつきあいや助け合いのことに成り立っていることに気付かせる。また、あいさつ、地域の清掃、近隣騒音など、日常生活の中から具体的な事例を通して家庭と地域社会との関係について考えさせる。 p.68	B 家族と家庭生活 (3) 家庭と家族関係について、次の事項を説明する。 イ 家庭生活は地域の人々に支えられていることを知る。 p.68	A 家族・家庭と子どもの成長 (2) 家庭と家族関係について次の事項を指導する。 ア 家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること。 p.44 ・家庭生活は地域の人々とのつながりの中で成り立っており、相互のかかわりによって、生活をよりよくすることができる…。子どもの成長と地域の間わりについて調べたり、地域の活動や行事等を取り上げて、高齢者など地域の様々な人々との関わりについて話し合ったり… p.44～p.45
		B 家族と家庭生活 (6) 家庭生活と地域とのかかわりについて、次の事項を指導する。 ア 地域の人々の生活に関心を持ち、高齢者など地域の人々とかかわることができること。 p.74	A 家族・家庭と子どもの成長 (3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。 ア 幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解すること。 p.45 ・指導にあたっては、身近な幼児と周囲の人々の観察や視聴覚教材の活用、ロールプレイングなどの学習活動を通して具体的に扱う… p.46
			A 家族・家庭と子どもの成長 (3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。 イ 幼児の観察や遊び道具の製作などの活動を通して、幼児の遊びの意義について理解すること。 p.45 ・幼児を実際に観察することが難しい場合には、視聴覚教材を活用したり、生徒の幼児期の遊び体験を取り上げたりするなどの工夫が考えられる。 p.47
			A 家族・家庭と子どもの成長 (3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。 ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること。 p.45 ・幼稚園や保育所等の幼児との触れ合いが効果的に実施できるよう工夫するとともに、事前の打ち合わせを十分行い…。 ・地域の実態に応じて、子育て支援センターや育児サークルの親子との触れ合いや、教室に幼児を招いての触れ合いを工夫など可能な限り直接的な体験ができるよう留意する。 p.48
		A 家族・家庭と子どもの成長 (3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。 エ 家族又は幼児の生活に関心を持ち、課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できること。 p.46 ・計画をグループで発表しあったり、実践発表会を設け…指導にあたっては、身近な幼児と周囲の人々の観察や視聴覚教材の活用、ロールプレイングなどの学習活動を通して具体的に扱うよう配慮する。 p.48	

中学校学習指導要領
平成29年7月告示

- (2) 家族や家庭や地域における生活の中から問題を見出して課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。 p.62
(3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。 p.62

A 家族・家庭生活

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

ア 家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があること

- ・家族や地域の人々が互いに助け合い、連携することにより、健康・快適・安全で環境に配慮した生活が営まれることが分かり、家族や地域の人々と協力・協働する必要があることに気付く…。なお、ここでいう協働するとは、中学生の自分と地域の人々がともに力をあわせて主体的に物事に取り組むことである。 p.72

A 家族・家庭生活

(3) 家族・家庭や地域との関わり

ア(イ) 家庭生活は地域との相互の関わりで成り立っていることかわかり、高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること。

- ・地域の祭りなどの行事や清掃等の活動によって、家庭生活が支えられていること…自分も地域を支えていることがわかる。 p.77
- ・中学生の自分は支えられるだけでなく、家族や地域の一員として支える側になることがわかり…。 p.77

A 家族・家庭生活

(3) 家族・家庭や地域との関わり

イ …高齢者など地域の人々と関わり、協働する方法について考え、工夫すること。

- ・中学生の身近な地域の生活の中から、主に高齢者など地域の人々との関わりについての問題を見出し課題を設定する… p.78

A 家族・家庭生活

(1) 自分の成長と家族・家庭生活

ア …家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることに気付くこと。

- ・家族や地域の人々が互いに助け合い、連携することにより、健康快適安全で環境に配慮した家庭生活が営まれることが分かり、家族や地域の人々と協力・協働する必要があることに気付くようにする。 p.70 p.72

A 家族・家庭生活

(2) 幼児の生活と家族

イ 幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること

- ・指導にあたっては、幼児と触れ合う活動については、地域の幼稚園、保育所、認定こども園などと連携しながら、効果的に実施… p.72 p.75
- ・地域の実態に応じて、子育て支援などの関係機関や子育てサークルの親子などとの触れ合いや教室に幼児を招いての触れ合いを工夫するなど、可能な限り直接的な体験ができるよう留意する。さらに、幼児と触れ合うことの楽しさやよさを実感できるよう配慮する。

A 家族・家庭生活

(4) 家族・家庭生活についての課題と実践

ア 家族、幼児の生活又は地域の生活の中から問題を見出して課題を設定しその解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること

- ・家庭と地域社会との連携を図り、実践的な活動を行うことができるよう配慮するとともに、家庭や地域で実践する意義についても気付くことができるようにする。 p.80

(2) 「学校と地域の連携・協働」に関する内容の変遷とその考察

表2の各項目について比較し、さらに「学校と地域の連携や協働」が頻繁に登場する平成20年解説と平成29年解説について比較すると次の点を指摘できる。

① 変遷と特徴

学習領域の拡大

平成元年解説から、学習項目「家庭生活」の中に「地域との関係」が登場している。この項目はやがて「地域とのかかわり」（平成10年解説）、「学校と地域との連携・協働」（平成29年解説）などと変化しており対象とする領域に広がりが見られる。

平成元年解説の「地域とのかかわり」では、あいさつや地域の清掃に参加するなど、近所付き合いや助け合って生活することの重要性を理解させることが中心であったが、平成10年解説からは、家庭が地域に支えられていることや高齢者など地域の人々との関わりについて学習することが求められるようになっていく。さらに平成20年解説では、それまでの高齢者との関わりに加え、幼児との関わりが登場し、理解だけでなく実際に近隣の施設や園に出向き、幼児とふれあうなど体験的な活動が求められている。

中央教育審議会答申（2015）や社会教育法改正（2017）の後に改訂された平成29年解説（2017）には「学校と地域との連携・協働」が取り上げられ、中学生がその重要性を理解するだけでなく、協働を通して地域の課題に気づき、変革していく実践力を養うことが目標にあげられている。加えて、学習対象を地域の高齢者や幼児、さらには地域行事への参画と拡大する可能性も示され、学習領域の拡大が見られる。

内容の深化

学習領域の拡大とともに学習内容にも深まりが見られる。平成元年解説では、家庭生活は単に、家庭生活が地域の支援によって成り立つとする「地域との関係」の表現にとどまっていた。しかし平成29年解説では、協働を通して社会と関わり、地域を支える人材の育成が求められ、協調性にとどまることなく課題を発見する能力や課題解決への意欲など、従来に比べて深いものが求められるようになった。さらには、その関わりの中で、課題を取り上げ、調査し、解決策を模索するなど、より高度で実践的な力の育成を求めるなど、内容の深化が見られる。

② 平成29年解説と平成20年解説の比較から

前述したように「学校と地域との連携・協働」の記載があるのは、平成29年解説と平成20年解説である。ここでは、それぞれの解説について、次の4点（目標、家庭生活と地域の関わり、地域との協働、社会との関係）に関連する記述について示す。

以下両解説を比較する。

学校教育から見た「学校と地域の連携・協働」の動向について—教育政策と学習指導要領の変遷を通して—

表3 平成20（2008）年解説と平成29（2017）年解説の「学校と地域との連携・協働」の記述の変遷

着目した項目	平成20年解説	平成29年解説
家庭分野の目標	衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、 家庭の機能 について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。 p.38	(2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見出して課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。 p.62 (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。 p.62
家庭生活と地域の関わり	A 家族・家庭と子どもの成長 (2) 家庭と家族関係について次の事項を指導する。 ア 家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること p.44 ・家庭生活は地域の人々とのつながりの中で成り立っており、相互のかかわりによって、生活をよりよくすることができる… p.44	A 家族・家庭生活 (1) 自分の成長と家族・家庭生活 ア 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、中略…家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることに気づく… p.70 (3) 家族・家庭や地域との関わり ア(イ) 家庭生活は地域の相互の関わりで成り立っていることが分かり… p.76 ・地域の祭りなどの行事や、清掃、防災訓練の活動によって、家庭生活が支えられていることや、自分や家族もそれらに関わることで地域を支えていることが分かる。 P.77
地域との協働	記述なし	A 家族・家庭生活 (1) …家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要がある… p.70 ・なお、ここでいう協働するとは、中学生の自分と地域の人々などがともに力を合わせて主体的に物事に取り組むことである。 p.72 (3) 家族・家庭や地域との関わり ア(イ) …高齢者など地域の人々と協働することが必要であること…が理解できる… p.72 イ …高齢者など地域の人々と関わり、協働する方法について考え、工夫すること。 P.76
社会との関係	・子どもの成長と地域の関わりについて調べたり、地域の活動や行事等を取り上げて、高齢者など地域の様々な人々との関わりについて話し合ったり… p.44～p.45	A 家族・家庭生活 (4) 家族・家庭生活についての課題と実践 ア 家族、幼児の生活又は地域の生活の中から問題を見出して課題を設定しその解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること p.79 ・このような実践的な態度は、家庭科分野で身につけた力を家庭、地域から最終的に社会の中で生かし、社会を生き抜く力としていくために必要である。 p.66 ・家庭と地域社会との連携を図り、実践的な活動を行うことができるよう配慮するとともに、家庭や地域で実践する意義についても気付くことができるようにする。 p.80

注1) 文頭に（ ）数字やカナが付く文は指導要領の内容である。また・で始まる文は解説からの引用である。文末の数字は、学習指導要領の記載ページ数である。

注2) 2つの学習指導要領で差異の大きなものや注目されるものについては太字とした。

家庭分野の目標

平成20年解説の家庭分野の目標「家庭の機能について理解を深める」では、家庭や家族、地域社会とのかかわりについて学習し理解することの重要性を説き、こうした態度が「これからの社会で主体的に生き、自立を支える力の育成」につながると述べられている。ところが、平成29年解説の目標になると、「家庭や地域における生活の中から問題を見出して課題を設定し、(中略)、課題を解決する力を養う。」と課題発見から課題解決までの能力が求められ、家庭と地域が相互の関わりで成り立っていることを理解した上で、さらに「家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し」と、ともに協働実践することを求められている。この内容の拡大は、家庭や社会生活の中から問題を見出し、課題設定能力や問題解決能力を有する人材の育成を目指していると解釈することができる。すなわち、平成29年解説は、平成20年解説の目標に加え社会の一員として様々な世代の人々と力を合わせて、課題を発見し解決する実践的な人材の育成が求められていると言えよう。

家庭生活と地域の関わり

平成20年解説までは、地域とのかかわりは家庭生活を営む上で周囲との調和や心の安らぎのため必要である、といった記述にとどまっていたが、平成29年解説では「地域を支える一員」としての自覚や地域の課題に気づき、問題解決能力を有する実践力のある人材育成を求めるといった内容の記述に変化している。心の安定や安らぎといった情緒的な記述から、地域の祭りや清掃、防災など地域の活動を支える一員といった、より実践的な役割が記述されている。この点からは、地域を支える社会の一員としての自覚を促していると考えられる。

地域との協働

「協力・協働」という文言が平成29年解説のp.70に登場する。ここでいう「協働」は「中学生である自分と地域の人々が共に力を合わせて主体的に物事に取り組むこと」(p.72)であり、主体的に地域と関わり、行動することが求められている。その他にも平成29年解説では、「様々な世代の人々とともに力を合わせ」や「持続可能な社会の構築」など、地域の未来を変えていく力を求める記述が見られる。平成20年解説にはなかったこれらの文言から、地域社会との関わりを通して、課題に対応し、地域を支える人材の育成を視野に入れているものと注目される。

このような流れの変化を受けて、家庭科教科書「技術・家庭 家庭分野」(開隆堂)でも、「世代を超えた人々と交流して」と題した読み物コーナーを設け、地域の人々との交流実践や世代間交流、ワーク・ライフ・バランス取組の紹介、自然や伝統文化との共存を試みる外国人を紹介するなど、視野の拡大を試みている。

社会との関係

平成29年解説では、学校と地域との連携・協働によって培われた能力について、「こうした実践的な態度は、身についた力を最終的に社会の中で生かし、社会を生き抜く力としていくために必要である」と述べている。少子高齢化社会の進展に対応するため、平成20年解説に引き続き、地域の高齢者などのかかわりを通して理解を求め、さらに、中学生が主体的に高齢者との協働など社会活動に参画することを求めており、社会の中で実践力を発揮することを求めた点が、従来に比べて新しい。将来の課題解決に、中学生の実践力を期待している点が注目される。

学校教育から見た「学校と地域の連携・協働」の動向について—教育政策と学習指導要領の変遷を通して—

5. まとめと今後の課題

これまで、地域社会において「学校と地域の連携・協働」が期待されるようになった過程について、教育政策や学習指導要領、家庭科の学習内容の変遷などから検討してきた。その結果、地域との連携・協働の推進には次の3つの時期があると考えられる。

(1) 概念の浸透 ～生涯学習体系への移行期～

本来、教育は学校だけで行うものではなく、生涯を通じて行うもの（1987臨時教育審議会答申）とする考え方や、社会教育と学校教育が両方の要素を重ね合わせながら取り組んでいくべきもの（1996生涯学習審議会答申）と考える流れが、1980年ごろから日本に始まり、次第に時流に乗るようになっていった。

(2) 「支援」の拡大 ～学校教育に社会教育力導入の加速期～

社会の情勢が大きく変化し課題が山積するようになると、学校教育の中に地域の教育力を導入する動き、いわゆる「支援」、がさらに加速し、教育基本法改正（2006）に「学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力の推進」が盛り込まれた。学校支援地域本部事業（2008年）はその具体的方策の柱の一つであり、教育振興基本計画（2008年）に基づいて実施された。地域全体で学校教育を支援する体制を推進するこの事業で、多様な面で改善が見られ、「地域の参加による教育課程の充実」や「体験学習の受け入れ先の確保」で有意な効果が見られた（学校支援地域本部事業等の事業効果の把握に向けた調査研究 2010年）。その結果、第2期教育振興基本計画ではすべての学校区で学校と地域が連携・協働する体制の構築が目指されることになった。

その一方で、全ての学校でこうした連携が成果を上げたわけではなく、地域と学校の調整不足に起因する活動機会や場所の偏り、人材の不足やコーディネート機能を特定の個人に依存することに伴う存続への危惧など、持続可能な体制が作られていないケースが見られるようになった（中教審答申：地域における学校との連携・協働の課題 2015年）。

(3) 「協働」の推進 ～地域に開かれた教育課程と地域との連携・協働推進期～

教育課程企画特別部会論点整理（2015年）には、これからの教育課程に求められているのは、社会の変化を柔軟に受け止めていく「地域に開かれた教育課程」としての役割であると述べられている。「何を知っているか」という知識の体系化に留まらず、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れて議論することの必要性を指摘している。そのため、育成すべき資質・能力を構造化することを求め、例えば、技術・家庭科においては生活の課題を見だし、最適な解決策を追究する過程を重視することとなった。

中教審答申（2015年）、続いて社会教育法改正（2017年）において、さらに学校と地域が一体となって持続可能な協力体制を推進するために提言がおこなわれた。すなわち、学校と地域の特性を生かしながら協力しあう「連携」と、相互に意見を交わしつつ学校と地域が共通の目標達成に向けて計画し、お互いに貢献しあう「協働」活動である。地域から学校へという一方向の「支援」から地域・学校、双方向への活動「連携・協働」へと活動の重心が移され、そうした活動の意思決定に主体的に関わることつまり「参画」することが要点とされている。

地域における活動の拠点となる枠組みは「地域学校協働本部」と改称され、2019年10月にはコミュニティ・スクール導入率21.3%、地域学校協働本部の設置率50.5%（文部科学省報道発表）と

設置の拡大が見られるようになっている。

また、前述した平成29（2017）年改訂の学習指導要領技術・家庭科には、「地域との連携・協働」が取り上げられている。単に地域と連携・協力するだけでなく、地域の住民と協働活動に主体的に関わることを通して、課題を発見し、改善の工夫など、実践力の育成を目標にかかげている。取り上げているのは、高齢者など地域の人々との協働を通して理解を深める活動や、身近な幼児との触れ合い体験を通して子育ての楽しさやよさ、大切さを実感する活動などである。こうした活動が将来の社会をささえる若者の礎を築く貴重な体験となると考えられており、教育課程にこうした活動を組み入れられるようになったことは画期的である。

以上のように、教育政策や学習指導要領、家庭科などの記述の変遷から、学校の「地域との連携・協働」への期待が時代とともに増大していることが明らかになった。

課題としては、こうした取組が持続可能かつ有意義なものになるかどうかは、それぞれの地域の特性や実態に応じた取組ができるかという点（中教審答申：地域における学校との連携・協働の課題 2015年）であるが、本稿では、個々の地域や学校の取組について検証ができていない。すなわち、地域との連携・協働の成否は、地域の特性をどのように捉え、計画や実践を立案し、その意思決定にどのように関わるか、地域や学校の想像力にかかっており、この点について検証を視野に入れながら今後研究を進めていきたい。

引用文献

- 1) 平成28年度中学校技術家庭 家庭分野教科書 開隆堂出版株式会社
- 2) 中学校指導書（平成元年告示）技術・家庭編 文部科学省
- 3) 中学校学習指導要領解説（平成10年告示）技術・家庭編 文部科学省
- 4) 中学校学習指導要領解説（平成20年告示）技術・家庭編 文部科学省
- 5) 中学校学習指導要領解説（平成29年告示）解説 技術・家庭編 文部科学省
- 6) 1987 臨時教育審議会答申 文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318297.htm download 2020/4/23
- 7) 1996 生涯学習審議会答申 文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199601/hpad199601_2_046.html download 2020/4/23
- 8) 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申） 文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm download 2020/4/23
- 9) 教育課程企画特別部会 論点整理 文部科学省
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf download 2020/4/26
- 10) コミュニティ・スクールと 学校支援地域本部について 文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2013/07/29/1338051_04.pdf 2020/4/26

学校教育から見た「学校と地域の連携・協働」の動向について—教育政策と学習指導要領の変遷を通して—

11) 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン等について 文部科学省

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/__icsFiles/afieldfile/2017/09/26/1387978_7.pdf download 2020/4/26

12) まとめ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/pdf/2018/houkokusyo1-29-002_9901.pdf download 2020/4/26